

令和2年11月19日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 横山 尚人

家庭保育の協力要請期間の延長（12月）について

東京をはじめ、全国で再び感染者数が増加しており、厳しい冬を迎える状況となりました。

そのような中、保育園では、体調のすぐれないお子さまにはお休みや早いお迎えなどのご協力をいただき、また、園では換気や手洗いを徹底するなど、保護者の皆さまと園の連携により、新型コロナウイルス感染症以外の様々な感染症についても発症者が少ないなど、これまで行ってきた基本的な感染対策が一定の効果を上げている様子が見られております。

しかしながら、感染症が流行しやすい季節を迎えるに当たっては、暖房効率は下がりますが、窓を開け、冷たいながらも新鮮な空気を取り込むよう換気を行ったり、手荒れしやすいシーズンでも、入念な手洗いや施設・おもちゃ等のアルコール消毒を行ったりするなど、同じ感染対策も夏場に比べて過酷な様相を呈してまいります。

それでも、子どもがマスクを着用したり、子ども同士や保育者との距離を保つなど、充実した保育の実施が阻害されるような対策ではなく、コロナ禍にあってもでき得る限り子どもたちがのびのびと過ごすことができるような対応を行ってまいりますので、保護者の皆さまにおかれましても、園の取組にご理解いただき、引き続きご家庭のご協力を賜りますようお願いいたします。

そこで、区では、12月におきましても「家庭保育の協力要請」及びお休みした日の基本保育料の日割り還付を継続することといたしましたので、可能なご家庭には、ご無理のない範囲でお休みや時間の短縮にご協力をお願いいたします。また、年の瀬を迎えるに当たっては、年末年始の休暇についてもなるべく長くお休みいただけるよう、ご家庭でご調整いただけましたら幸いです。その際は、園にお休みの予定をお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況や国等の方針等によっては、この取扱いが変更となる可能性がありますので、ご承知おきください。

記

1 保育園の運営について

◎保育園等の運営は、原則開所としておりますが、感染拡大防止のため、引き続き、12月

28日まで「家庭保育の協力要請」期間といたします。ご家庭での保育が可能な場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、令和3年1月以降の対応については改めてお知らせいたします。

- ◎「家庭保育の協力要請」については、保護者の方の判断において、登園を控えることが可能な場合に限り、ご家庭での保育をお願いするものです。ご協力いただけるご家庭に、ご協力いただける範囲でお願いするものですので、登園する場合は、本来の保育の必要性をもってどなたでもご利用いただけます。
- ◎ご家庭での保育については、一日単位だけでなく、保育時間の短縮によるご協力も大変有り難く、お迎え時間を早めていただくなど、保育時間の短縮にご協力ください。
- ◎「家庭保育の協力要請」期間において、感染拡大防止のため登園を控えていただいた場合は、一日単位とはなりますが、引き続き基本保育料の日割り還付を実施いたします。
- ◎各園で行っております感染症対策には、引き続きご協力をお願いします。
なお、園で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、臨時休園となります。

2 その他

- ◎「家庭保育の協力要請」は、国の「自治体等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合」に当たる、いわゆる登園の自粛をお願いするものです。
- ◎基本保育料の日割り還付について、11月分までの「還付請求書」をこれまで一度でもご提出いただいた方については新たにご提出の必要はありません。（振込先口座を変更する場合はご提出が必要です。）
- ◎お休みされる日や保育時間の短縮については直接園にお伝えください。（日割り還付の対象となる日数については、区から園に確認いたします。）
- ◎育児休業から職場復帰する方の在園資格は令和3年2月まで保障する（令和3年3月中の職場復帰）こと、また、求職活動中の方の就労開始は3か月の期限を令和3年3月まで延長すること、あわせて在園中の方が新型コロナウイルス感染症によって失業や離職等となった場合の3か月の再就職の期限についても必要に応じて令和3年3月まで延長することについては変更はございません。
- ◎認可保育園への入所申請（転所申請を含む。）をされている方（予定を含む。）へのご案内となりますが、調整指数「待機」及び「受託」は、育児休業を取得されている期間は、対象期間外となるため、加算されませんのであらかじめご了承ください。また、在園資格の保障と選考指数の取扱いは同様ではありませんのであらかじめご了承ください。
- ◎新型コロナウイルス感染症による休園については、2か月の休園期間の上限は適用いたしません。
- ◎国の緊急事態宣言や都の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

◎保育園における感染症対策の取組については、区ホームページに区立園の取組を例として掲載しておりますのでご確認ください。

・「区立認可保育園における新型コロナウイルス感染症予防対策について」

(ホーム>子育て・教育>子育て>保育施設・育成室・一時預かり事業等>保育施設・育成室等>認可保育所等(区立・私立)>区立認可保育園における新型コロナウイルス感染症予防対策について)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okosan/nicchu/ninka/yoboutaisaku.html>

◎お勤め先企業に向けた文書は、区ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

・「保護者の勤務先企業、事業者の皆さまへ」

(ホーム>子育て・教育>子育て>新型コロナウイルス感染症に伴う保育施設の運営等について(11月19日時点)

「保護者の勤務先企業、事業者の皆さまへ」)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/hoikushisetsuunnei.html#kigyou>

◎ご家庭での子育てについて、ご不安やご心配なこと、困りごとなどがありましたら、どうぞ抱え込まずに園又は以下の相談先にご相談ください。

【相談先】 ○電話相談(平日午前8時30分から午後5時まで)

健康、育児(栄養、歯科)	保健サービスセンター	03-5803-1807
	保健サービスセンター本郷支所	03-3821-5106
ご家庭での子育ての不安や心配ごと	子ども家庭支援センター	03-5803-1109

3 お問い合わせ

◎区立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係(電話 03-5803-1189)

◎私立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当(電話 03-5803-1845)

◎基本保育料還付(返金)、在園資格に関すること

子ども家庭部幼児保育課 入園相談係(電話 03-5803-1190)